

長門市設計等業務における情報共有システム試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する設計等業務における情報共有システムの活用について、必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 情報通信技術を活用し、設計等業務における書類などの情報を交換・共有することにより、受発注者の業務効率化、成果品の品質確保の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 情報共有システム 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいう。(以下「システム」という。)
- (2) ASP(アプリケーションサービスプロバイダ) インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいう。(以下「システム提供者」という。)
- (3) ASP方式 システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。
- (4) 業務帳票 業務委託共通仕様書及び公共建築設計業務委託共通仕様書で定義する書面をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な業務打合せ簿及びその添付資料のことをいう。
- (5) 設計等業務 建設工事に係る、設計、測量、地質・土質調査及び発注者支援業務をいう。(以下「業務」という。)

(対象業務)

第4条 市が発注する、予定価格が50万円を超える業務(用地補償を除く。)を対象とする。対象業務であっても、契約後やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により適用外とすることができる。

2 対象業務以外の利用については、受注者の申し出があれば対象業務とすることができるものとする。受注者が利用を希望する場合は、本要領に準じ取り扱うものとする。

3 受注者は、契約後速やかに実施の意向について監督職員と協議を行い、受発注者間で協議が整った場合に実施することができる。

(発注方法)

第5条 発注方法は、次のとおりとする。

- (1) 情報共有システム対象業務(受注者希望型)
予定価格が50万円以上であり、かつ受注者がシステムの利用を希望する業務のことをいう。なお、対象業務は現場説明書に「情報共有システム対象業務(受注者希望型)」であることを明示する。
- (2) 情報共有システム対象業務(発注者指定型)
予定価格が100万円以上であり、かつ発注者がシステムの利用を指定する業務のことをいう。なお、対象業務は現場説明書に「情報共有システム対象業務(発注者指定型)」であることを明示する。

(利用システム)

第6条 利用するシステムは、受注者が選定し、「情報共有システム事前協議チェックシート」を基に受発注者間で協議を行い決定するものとする。

なお、発注者のインターネット作業環境である以下の(1)及び(2)において動作が保障されることを原則

とする。

(1)	OS	Windows Server 2012 R2
(2)	ブラウザ	Internet Explorer 11 Google Chrome Mozilla Firefox

※令和 6 年 12 月 1 日以降は、OS 及びブラウザの変更を予定している。

(1)	OS	Windows10 Pro
(2)	ブラウザ	Soliton Secure Browser

(システムの機能要件等)

第 7 条 システムの機能要件等は、次のとおりとし、受発注者間の協議により決定するものとする。

- (1) 土木系工事に係る業務は、国土交通省が定める「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev1.5)」以上の要件を満たしていること。

国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

- (2) 営繕系工事に係る業務は、国土交通省が定める「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev1.5)」以上の要件を満たしていること。

国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

- (3) システム提供方法は、ASP 方式とする。

- (4) SFC 形式を表示する機能を有すること。(変換表示可)

- (5) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。

- (6) システム(サーバ等を含む。)の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

2 システムの利用に当たっては、業務帳票の授受に関する機能(発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能)、業務完成後に保管が必要な書類を出力する機能(業務書類等入出力機能・保管支援機能)を必須とするが、その他の機能の利用については、受発注者間で協議するものとする。

3 発注者及び受注者は、システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(業務帳票の様式)

第 8 条 システムで使用する業務帳票(主として「業務打合せ簿」、「業務履行報告書」、「立会書」)の様式は、市が定める様式又は、山口県の様式を使用することができる。

長門市業務に関する様式

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/14478.html>

山口県業務委託共通仕様書様式集

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

山口県営繕・様式ダウンロード

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/24136.html>

(業務帳票の收受)

第 9 条 業務帳票の收受及び決裁は、最少の人数で行うことを原則とする。

(システム利用料)

第 10 条 システム利用料は、次のとおりとする。

- (1) 土木系工事に係る業務のシステム利用に係る費用(登録料及び利用料)は、積算基準書の間接原価に含まれている。間接原価の率計上分に含まれていない業務については、受注者が希望した場合のみシステムを利用し、費用の積み上げ計上は行わないものとする。
 - (2) 営繕系工事に係る業務のシステム利用に係る費用(登録料及び利用料)は、特別経費に積み上げて計上し予定価格を算出する。実施しない場合は、減額変更とする。「情報共有システム対象業務(受注者希望型)」により利用する場合は、システムに係る費用の計上を行わないものとする。
土質調査業務については、山口県が定める「設計等業務における情報共有システム運用ガイドライン」により、間接原価等に含まれている。
- 2 システム提供者との契約及び利用料の支払いは、受注者が行うものとする。

(利用者へのサポート体制)

第 11 条 システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。
また、受発注者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

(成果品)

第 12 条 受注者は、システムで收受された業務帳票(添付資料を含む。)については、次の要領に基づき作成し電子納品することを原則とする。

- (1) 土木系工事に係る業務は、山口県が定める「土木設計業務等の電子納品要領(平成 29 年 3 月)」及び「電子納品に関する手引き【業務委託編】平成 29 年 3 月」による。
 - (2) 営繕系工事に係る業務は、山口県が定める「土木設計業務等の電子納品要領(平成 29 年 3 月)」及び「電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】令和 5 年 4 月」による。
- 2 受発注者間の合意により、紙で收受された業務帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での 2 重納品は原則行わないこととする。
- 3 受注者は、システム上で共有した業務帳票を電子媒体(DVD 等)に保存し、業務報告書とともに監督職員に提出する。提出部数は 1 部とする。

(検査)

第 13 条 システムを利用した業務の検査を行うときは、長門市土木工事検査技術基準に基づき、次に掲げる検査を行う。

- (1) 現場検査 出来形、寸法等を現地にて確認する。
 - (2) 書類検査 システム上で共有した業務帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した業務帳票等は紙媒体での検査とする。
- 2 受注者は、監督職員から指示があった場合は、検査に用いるパソコン等の機器を準備するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第 14 条 システム提供者及び受注者は、システムの管理・運用に当たって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、以下の情報セキュリティ対策を十分に講じること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 業務関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)

(5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(個人情報の取扱い)

第 15 条 システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、システムの提供業務に従事している者又は従事していた者は、システムに登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(適用年月日)

第 17 条 この要領は、令和 6 年 11 月 1 日以降における入札公告又は指名通知する業務から適用する。